

令和3年度温室効果ガス排出削減等指針検討委員会 設置趣旨(案)

1. 温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について

平成20年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は、温室効果ガスの排出抑制に資するような設備の選択や使用を行うよう努めることとされ(第23条)、また、国民が日常生活で利用する製品やサービスについて、できるだけ温室効果ガスの排出量が少ないものの製造・提供を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出量について、情報提供を行うよう努めることとされている(第24条)。

主務大臣は、事業者がこうした努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、必要な指針(排出抑制等指針)を策定することとされている(第25条)。このため、これまで、指針に関する考え方や技術的な側面について助言を得るための場として、環境省は、委託事業の形で「温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会」を設置し、指針に記載すべき措置等について御検討いただいていた。

令和3年5月に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられ、「温室効果ガス排出抑制等指針」は「温室効果ガス排出削減等指針」へと改められた。

これに伴い、指針の見直し・拡充に向けた検討として、各種技術情報等のファクトの発信を行うに当たり、検討委員会において、ファクトの収集・整理の在り方について御議論いただくものとする。本検討委員会は、環境省地球環境局と関係省庁の協力の下、受託者が事務局を運営するものとする。

2. 主な検討事項

- 各種技術情報等ファクトの収集・整理に係る方針
- 各種技術情報等ファクトの整理結果の取りまとめ